

第4章 将来像を実現するための取り組みと各主体の役割

第4章 将来像を実現するための取り組みと各主体の役割

基本方針1 良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす

1 環境汚染の防止

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
大気汚染や水質汚濁などといった環境汚染に対しては、発生状況の監視を行い、防止に向けた取り組みを進め、環境の改善を進めます。	環境負荷の固定発生源対策としては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等による規制、指導を行っています。また、継続的な調査による問題の早期発見や汚染状況の監視に取り組んでいます。
課 題	
◆高濃度の光化学オキシダントが出現する日数が都内全体で増加する傾向にある。 ◆市内においても土壌汚染が確認され、土壌・地下水汚染対策の重要性が高まっている。 ◆工場や事業場からの騒音、生活騒音、深夜騒音が問題になっている所がある。	
計画後期の取り組み	
<p>① 環境汚染の監視</p> <ul style="list-style-type: none">◆大気汚染や河川の水質汚濁に関して、継続的に調査を行い、問題発生時の早期発見や汚染状況の監視を行います。◆幹線道路周辺や建設工事などに伴う騒音・振動の発生、また土壌汚染や地下水汚染などの環境汚染が想定される場合には調査を実施し、発生状況の把握に努めます。◆有害化学物質の環境影響などに関する情報の収集や汚染の発生状況の把握に努めます。◆市、事業者、市民で環境の状況に関する共通の認識を持つために、ボランティアやNPOなどが日常的に調査に参加できるような環境を監視する仕組みを検討します。 <p>② 環境汚染の防止と改善</p> <ul style="list-style-type: none">◆自動車交通による大気汚染や騒音・振動の軽減を図るため、市民や事業者の自動車利用に関する意識の変化を求めていくことにより、自動車利用の抑制や低公害車の普及を進めていきます。◆大気汚染に関して、国や東京都、近隣自治体と協力し、歩調を合わせながら取り組みを進めます。◆土壌汚染や地下水汚染、その他の公害問題について、問題の発生防止に努めるとともに、問題発生時の状況に応じて、速やかに対応します。	

(2) 各主体の役割

■ 環境汚染の監視

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none">◆大気汚染や河川の水質、土壌、地下水などに日常的に関心を払い、それらに対する監視や調査を、市民団体などで自発的に行います。◆調査結果を市や事業者提供し、情報を共有します。◆大気や井戸水の汚染、河川の水質など、環境汚染に関する情報の把握に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◆工場などの排煙や排水などは、適正に処理されているか自主的に検査を行います。◆化学物質の使用、排出、廃棄などについては管理体制を整え、環境に大きな負荷を与えるおそれの強い化学物質については、できるだけ使用量を削減するよう努めます。◆大気汚染や河川の水質、有害化学物質など、環境汚染に関する情報をもとに、必要な対応を行います。◆実施している公害対策や事業活動に伴って環境に与えている負荷の状況などについて、市民や市に情報を提供します。
市	<ul style="list-style-type: none">◆河川の水質や大気汚染、騒音、地下水などの状況について、定期的な調査をすることにより、環境汚染の発生状況を監視します。◆ディーゼル車規制や土壌汚染対策など、国や東京都の取り組みに協力・連携して環境汚染対策を推進します。◆国や東京都などで行われている環境調査の把握、新たな環境汚染問題の状況など、環境に関する情報を収集していきます。◆公害問題に関する情報を、市のホームページや広報紙などを通じて事業者や市民に積極的に提供します。◆大気汚染や河川の水質に関して、市民ボランティアやNPOなどが日常的に調査に参加できるような環境指標の設定を検討します。

■ 環境汚染の防止と改善

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆アイドリングストップなど、環境に配慮した自動車運転を心がけます。また、自動車の購入の際は、低公害車を検討します。 ◆ごみの自家焼却は有害物質発生の原因となるおそれもあり、また近隣への迷惑となることもあるため、行わないようにします。 ◆殺虫剤や除草剤の過剰使用は、環境汚染の原因となることがあるため控えます。 ◆生ごみや廃油を排水溝から流さない、公共下水道に未接続の世帯では接続するなどにより、生活排水による河川水質の悪化を抑制します。 ◆生活騒音などで、近隣に迷惑をかけるような行動を慎みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆業務用自動車の走行ルート効率化や排気ガス対策の徹底、アイドリングストップなど環境に配慮した運転マナーの徹底、低公害車の導入などにより、大気汚染物質の発生の抑制に努めます。 ◆輸配送の共同化を検討するなど、業務における自動車利用をできるだけ抑制し、公共交通機関や自転車などの利用を増やすようにします。 ◆工場や事業場からの排出ガスや排水の処理を適切に行い、公害の発生防止に努めます。 ◆工場の操業や建設工事の実施の際などには、騒音・振動対策を十分に行います。 ◆有害物質などが土壌に浸透しないような対策を行います。 ◆農地への農薬や肥料の過剰投入、不適切な使用を行わないよう配慮します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆自動車利用の抑制、低公害車の普及、公共下水道への接続、建設工事などにおける公害対策の徹底などに関して、市民や事業者の意識の高揚を図ります。 ◆環境汚染の防止に向けて、関係機関と協力しながら対策を進めます。 ◆公害問題が発生した際には、関係機関との協力や当事者間での理解、対策の促進などにより解決を図ります。 ◆自動車利用の抑制や低公害車の導入など、環境汚染の防止に関して庁内での率先的な取り組みを進めます。

2 道路環境・交通マネジメント

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
市街地における自動車中心の道路交通のあり方を見直し、徒歩や自転車利用などの推進と、そのための安全性、利便性向上などの対策を推進していきます。	人と環境にやさしい交通体系の実現を図るため、「西東京市交通計画」を策定し、混雑解消を目的とした幹線道路整備、交通不便地域を解消するためのコミュニティバス「はなバス」の運行や駅周辺の自転車駐車場整備等に取り組んでいます。
課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ◆幹線道路において、時間帯により交通混雑が発生し、渋滞が二酸化炭素の過剰な発生原因の一つになっている。 ◆「はなバス」運行後も、依然として公共交通不便地域が存在している。 ◆狭あいな生活道路に通過交通が流入し、自動車と歩行者・自転車が混在する状況が存在している。 	

計画後期の取り組み

① 道路ネットワークの形成

- ◆幹線道路は、自動車交通の流れを円滑にし、住宅地などにおける通過交通の進入を抑制する効果が期待できることから、必要性を十分に検討し、適切に整備を行っていきます。
- ◆鉄道の踏切や幹線道路の交差点などにあっては、円滑な交通の流れに重大な影響が及んでいる場合には、関係機関と連携しながら対応を進めることにより、交通渋滞の緩和などを図っていきます。

② 公共交通システムの充実

- ◆市民交通の便の確保という目的に加え、自動車の利用を抑制するという面からも重要であることから、市内での公共交通網の充実に努めます。

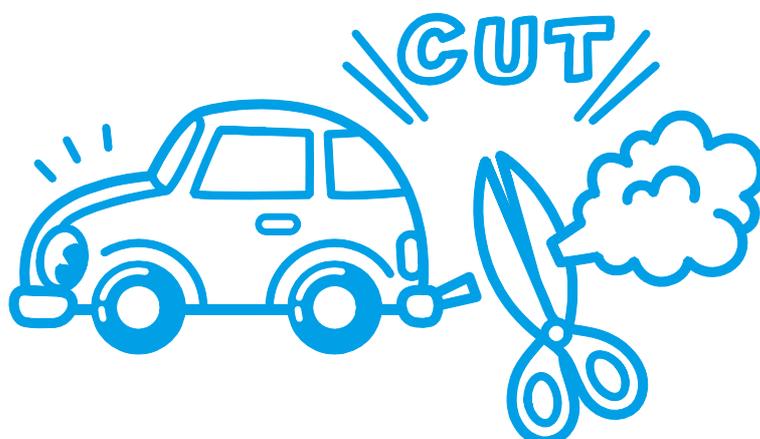
③ 歩行者・自転車交通施策の推進

- ◆市、事業者、市民が一体となって、歩行者や環境にやさしい身近な交通手段である自転車に配慮した道路交通のあり方などを検討します。
- ◆自動車交通は、二酸化炭素の発生など様々な環境への負荷を与えるものであることを認識し、自動車利用の抑制に向けた取り組みを進めます。
- ◆歩行者・自転車優先のまちづくりに向けた道路交通環境の整備を進めていきます。
- ◆通勤、通学、買い物などで日常的に市民が利用する生活道路については、安全に利用できるよう整備を進めていきます。新たに必要な道路を造るだけでなく、特に既存の道路の安全性向上などを積極的に進めるものとします。

(2) 各主体の役割

■ 道路ネットワークの形成

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none">◆路上駐車など、交通渋滞の原因となる行為はしません。◆今後の道路整備について、事業者や市とともに検討を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◆路上駐車など、交通渋滞の原因となる行為はしません。◆今後の道路整備のあり方について、市民や市とともに検討を行います。
市	<ul style="list-style-type: none">◆自動車交通の円滑な流れを確保するため、都市計画道路を中心として、幹線道路の整備を進めます。◆今後の新たな幹線道路整備に当たっては、将来的な社会情勢の変化や道路整備による環境への影響などについて十分配慮し、市民の意見を取り入れながら検討を行います。また、国や東京都などと連携しながら進めていきます。◆幹線道路の整備に当たっては、将来の歩行者中心社会に向けてゆとりある歩道や植栽帯など、地域特性を活かした環境配慮を行うよう東京都に要請します。◆道路交通の円滑化を図るため、鉄道の連続立体交差化に向けて、近隣自治体などと広域的に連携しながら調査・研究を進めるとともに、事業者に対する要請を行います。◆幹線道路の交差点など、交通渋滞の多発する地点では、渋滞の解消に向けて、関係機関との連携のもとで、有効な対策を検討していきます。



■ 公共交通システムの充実

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境への負荷を減らすため、市内の移動はバス、電車など公共交通機関の利用を心がけます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境への負荷を減らすため、市内の移動はバス、電車など公共交通機関の利用を心がけます。 ◆自動車通勤の従業員に対して、公共交通機関の利用や自転車や徒歩による通勤を呼びかけます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニティバス（はなバス）の運行については、運行経路や便数などの検証を行い、計画的に推進していきます。 ◆自動車利用を減らし、公共交通機関などの利用を増やすよう、市民や事業者働きかけます。



■ 歩行者・自転車交通施策の推進

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民の生活の妨げとならないよう、住宅密集地域などへは自動車でもやみに進入しないようにします。 ◆歩行者・自転車交通施策のあり方について検討を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民の生活の妨げとならないよう、住宅密集地域などへは自動車でもやみに進入しないようにします。 ◆歩行者・自転車交通施策のあり方について市民や市と検討を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆道路の整備に当たっては、歩車道の分離や歩道の拡幅員化を進め、歩行者や自転車利用者の安全を確保していきます。また、車椅子なども含め様々な利用者が安全に利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点から整備を行います。 ◆人に優しい歩行者空間を確保するため、歩車道の段差解消や電線の地中化を、関係機関と連携しながら進めていきます。 ◆生活道路の整備状況や利用状況を把握し、地域の実情にあわせた生活道路の拡幅や新設整備を進めます。 ◆安全な交通を確保するため、交通危険箇所を把握するとともに、危険箇所の局所改修や、カーブミラー等の道路安全施設の整備を実施していきます。 ◆自転車の活用を促進するため、市内の駅周辺などにおいて自転車駐車場の整備を行います。 ◆市民や事業者に、自動車利用を自粛し、徒歩や自転車利用を行うよう、意識啓発を行います。 ◆市内の交通量の調査を行います。 ◆市民や事業者の参加により策定した交通計画の基本計画を実現するため、実施主体となる関連部署と連携し、歩行者・自転車交通施策の推進を図ります。 ◆自転車の活用を重視した取り組みとして、自転車の安全な通行ができるような道路の確保、自転車や歩行者中心の道路環境形成に向けた検討を行います。

3 都市景観・都市環境の保全

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
より質の高い生活環境を確保するため、美しい街並みを形成するための取り組みを進めていきます。	街並み全体の景観形成を誘導するため、「地区計画制度」を制定し、規制・誘導に取り組んでいます。また、まちの美化活動（集団ごみ拾いや沿道花壇づくりなど）や、たばこの吸殻などのごみのポイ捨て・歩行喫煙の防止に取り組んでいます。
課 題	
◆工場跡地や農地の宅地化などにより、中高層マンションの建設が進み、自然と都市が共生する地域に特有の景観が失われていく傾向にあります。 ◆駅周辺など、人通りの多い場所での歩行喫煙が問題になっています。 ◆ごみや、たばこなどのポイ捨て、投げ捨てが問題になっています。	



計画後期の取り組み
<p>① 美しい都市景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none">◆地域の特性を活かし、自然と都市機能の調和した美しい都市景観の形成に向けて、景観に関して市民による合意を形成することが重要です。これを踏まえて、都市景観をつくる実効的な方策を検討していきます。◆市民、事業者、市の多様な協力により、美しさと機能性を兼ね備えた街並み形成のための取り組みを進めていきます。 <p>② 都市美化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">◆放置自転車、粗大ごみの不法投棄、犬のふんの不始末、たばこや空き缶のポイ捨てなどが問題となっていますが、市民一人ひとりがまちをきれいにしよう心がけていくことが必要であり、そのための具体的な取り組みを進めていきます。◆市民、事業者、市の協力によりまちをきれいにするための美化活動を推進していきます。

(2) 各主体の役割

■ 美しい都市景観の形成

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆都市景観についての検討に参加します。 ◆家を建てる際には、周辺の景観と調和に配慮します。 ◆庭やベランダの緑化、ブロック塀の生垣化などにより、みどり豊かな街並み形成に貢献します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所を建てる際には、周辺の景観と調和に配慮します。 ◆事業所の緑化により、みどり豊かな街並み形成に貢献します。 ◆屋外広告物や看板は規則に従い、都市景観を乱さないような設置に配慮します。 ◆夜間サーチライトの上空への照射など、過度な夜間照明を自粛します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の特性を活かした都市づくりを計画的に進めるため、状況に応じた用途地域の見直しを行います。 ◆良好な景観整備のための取り組みの検討を行います。特に高層マンションなどの大規模建築物に関しては、良好な地域景観の形成の面からも対応を検討していきます。 ◆平成17年10月に策定した住宅マスタープランに基づき、良好な住宅地の形成に向けた施策の推進を図ります。 ◆地区計画制度や「人にやさしいまちづくり条例」などにより、地域固有の都市景観形成の観点から、まとまりのある住宅地の形成を進めます。 ◆屋外広告物、看板などについては、都市景観に与える影響について配慮し、周辺景観と調和するよう検討していきます。 ◆街路灯などの夜間照明は、地域の状況に応じた設置を行うよう配慮します。これにより夜間照明による市民生活や動植物への悪影響を防止します。 ◆「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、開発業者に対して、良好な自然環境及び居住環境を確保するよう指導します。

■ 都市美化の推進

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆たばこの吸い殻や空き缶、ペットボトルなどのポイ捨てをしません。 ◆飼っている犬猫のふんについては、飼い主の責任のもとにきちんとした処理を行います。 ◆家の周りや資源物集積所の清掃を、地域の美化活動として行います。 ◆市内美化を進めるため、道路や河川などの清掃活動に参加します。 ◆家電などの廃棄の際は適切に処理し、不法投棄は行いません。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所周辺などの美化活動を、市や市民と協力して行います。 ◆ごみは適切に処理し、不法投棄は行いません。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆都市美化に向けた市民の自主的な活動を支援していきます。 ◆駅周辺の路上の美化清掃及び路上喫煙・ポイ捨て防止地区の設定や歩きタバコの防止などマナー向上に向けた取り組みを推進します。 ◆自転車の放置をなくすために、駅周辺などを中心に自転車駐車場への誘導などの取り組みを推進します。 ◆粗大ごみなどの不法投棄行為の防止に向けて、事業者や市民へごみ出しルールに関する周知の徹底を図ります。



4 指標及び数値目標

環境指標	平成 14 年度値	平成 19 年度値	平成 25 年度目標
大気環境基準の達成状況※1	二酸化窒素 : 3/3 浮遊粒子状物質 : 1/3 光化学オキシダント : 0/1 (達成地点/測定地点)	二酸化窒素 : 3/3 浮遊粒子状物質 : 3/3 光化学オキシダント : 0/1 (達成地点/測定地点)	二酸化窒素 : 3/3 浮遊粒子状物質 : 3/3 光化学オキシダント : 1/1 (達成地点/測定地点)
河川の水質の環境基準の達成状況※2	石神井川境橋 : 5.8 同 溜淵橋 : 0.8 (mg/L)	石神井川境橋 : 4.9 同 溜淵橋 : 1.7 (mg/L)	5mg/L 以下(年間を通じた日平均値の全データのうち 75%以上のもの で判断する)
大気中ダイオキシン類*濃度の環境基準の達成状況※3	ダイオキシン類 : 5/5 (達成地点/測定地点)	ダイオキシン類 : 5/5 (達成地点/測定地点)	ダイオキシン類 : 5/5 (達成地点/測定地点)

※1 東京都の測定結果による

※2 環境保全課の測定 (BOD*濃度年平均値 : 単位 mg/L)

※3 環境保全課の測定

- ダイオキシン類 : 塩素が含まれている物質を焼却 (約350~800℃) する過程などで発生するもので、ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランなどがある。
- BOD : 微生物が水中の有機物 (汚れ) を分解するために必要とする酸素量で、水質汚濁の指標の一つ。数値が高いほど汚れていることを示す。

基本方針2 都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる

1 みどりの保全・育成

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
市内に存在する緑地をできるだけ将来に残すとともに、みどり豊かな市街地の形成に向けた取り組みを進めます。	保存樹林・保存樹木の指定や市民への苗木無料配布、市民と協働で実施している西原自然公園の植生管理等、市内の緑地保全に取り組んでいます。また、「西東京いこいの森公園」の整備等、市内の公園面積の拡大に努めています。
課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ◆農地や屋敷林・雑木林は減少傾向にあり、十分な保全の対策が必要となっている。 ◆公園施設は、十分に整備されているとはいえ、既存公園の維持管理も課題が残っている。 ◆水辺環境の保全や歴史的・文化的環境資源の保全を進める必要がある。 ◆市民に環境保全行動を促すために、自然に対する意識の向上を高める必要がある。 	
計画後期の取り組み	
<p>① 東大農場のみどりの活用の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆西東京市のみどりにおける重要な役割を有する東大農場が移転中止となったことから、今後の東大農場・演習林活用について提案をします。 <p>② 農地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆農業従事者の確保が重要であることから、農家の後継者や援農ボランティアの育成などを進めます。 ◆農地の市民農園や農業体験の場としての活用を進めることにより、市民が農業とふれあえる場所や機会を増やしていきます。 <p>③ 樹林地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市内の樹林地や樹木の実態調査を行い、雑木林は緑地保全地域制度の活用や自然公園などとして保全を図ります。 ◆民家の屋敷林についても、保存樹林への指定や民間の自然公園への提言などを通じて保全を進めます。 <p>④ 公園・空き地等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市内の公園の利用状況や、公園整備に関する市民の需要・要望を踏まえ、都市公園やポケットパークなどを適切に整備していきます。 ◆公園の利用と管理は、利用者である市民の主体的な取り組みを市が協力しながら進めていきます。 	

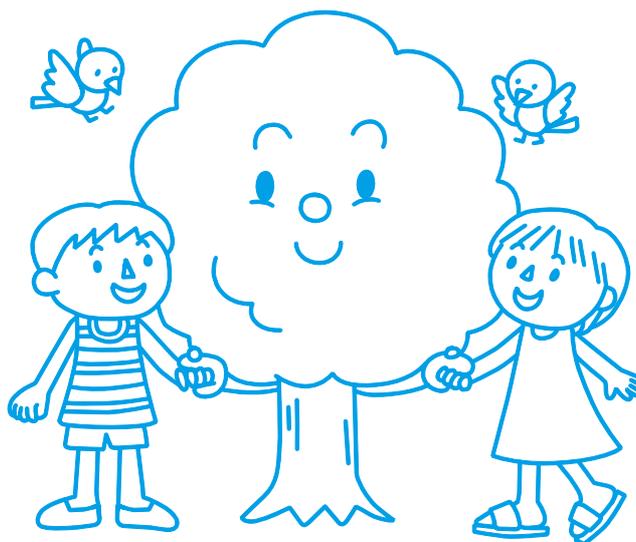
⑤ みどりのネットワークの創出

- ◆ みどりのネットワークの創出に向けた取り組みを進めていきます。
- ◆ 遊歩道や街路樹などを通じて、みどりの連続性の創出を図ります。
- ◆ 公共施設や住宅、事業所の緑化を推進し、みどりの多い潤いのある街並みを形成します。

(2) 各主体の役割

■ 東大農場のみどりの活用の検討

主体	役割
市民	◆東大農場の豊かな自然環境の保全や利用の方法などについて、市や関係機関等とともに検討します。 ◆東大農場の豊かな自然環境を利用して自然とのふれあい活動を行います。
事業者	◆東大農場の豊かな自然環境の保全について協力します。
市	◆東大農場の市民開放を促進したり、みどり豊かな空間を活用したイベントを検討するなど、人が集まる市民の活動を創出します。



■ 農地の保全

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民が農作業の支援活動に参加します。 ◆市民農園を利用して、農業にふれる機会を持ちます。 ◆地元の農産物を積極的に購入します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業を継続して行い、農地の保全に努めます。 ◆環境に配慮した農法を取り入れるなどにより、生産する農産物の商品価値を高める工夫をします。 ◆農業後継者の育成を図ります。 ◆市民農園や体験型農園などとしての農地の活用を推進します。 ◆農産物を、直売所や地元の小売店などを通して販売します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業の活性化により現存する農地の維持を図るため、農地の生産性を高めるなど優良農地の育成に努めます。 ◆農業が収益性の高い魅力のある産業となるよう、市内で生産される農産物などの商品価値を高め、魅力ある農業経営となるよう支援します。 ◆生産緑地*の追加指定を進めます。 ◆耕作の継続が困難な生産緑地について、所有者からの買取の申し出があった場合には、市による買い取り、緑地としての保存を検討します。 ◆就農希望者に対して技術的支援を行うなど、農業後継者の育成について検討します。 ◆農地耕作の維持に向けて、市民参加による農作業の支援体制として援農ボランティアの育成を進めます。 ◆環境にやさしい農業の普及を図るため、土づくりや農業技術などに関する支援について検討します。 ◆耕作の継続が困難な農地については、市民と農業のふれあいの場として市民農園としての活用を推進します。 ◆市民が農業にふれ、農業を理解するための、農業体験の場として、体験型農園等の取り組みを推進します。 ◆小中学校では、農業体験教育を取り入れます。

●生産緑地：特定の都市部にあつて、30年間は営農を続けることを所有者が宣言した都市計画に定められた農地。

■ 樹林地の保全

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆樹林地の所有者は、樹林地の保全を心がけるとともに、樹林地の管理を適切に行います。 ◆市民による緑化や樹林地の管理活動に参加します。 ◆緑化に関して、市民団体が連携して取り組みます。 ◆市民による緑化活動を、イベントなどの機会を通して共有化し、市民に広く参加を呼びかけます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑化や樹林地の管理などの活動に協力します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑地保全地区・緑地保全地域の保全を継続して進めるとともに、追加指定を行う可能性についても検討していきます。 ◆保存樹木、保存樹林制度について、市民への周知を図るとともに、制度の活用により、民有地における樹林地・樹木の保全を支援します。 ◆緑地保全に関する市民の理解を高めるため、西東京市の緑地の状況などに関する情報提供を行います。また、屋敷林の見学会などのイベントにより、樹林地保全の機運を醸成します。 ◆樹林地所有者と緑化活動への参加を希望する市民との調整や、緑化に関する市民への技術的な支援など、市と市民の連携に基づく緑化、樹林地管理活動を推進します。 ◆市民から買い取り申し出のあった樹林地や、開発により消失のおそれのある樹林地については、市が設定している「まちづくり整備基金」の活用などによる買い取りや借地化を検討し、保全を図ります。

■ 公園・空地等の活用

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民の公園ボランティア活動に参加します。 ◆身近な公園や散歩道などを憩いの場などとして利用します。 ◆公園等管理協力会員に登録するなどにより、公園の管理活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆未利用の事業所敷地などについては、緑地として整備します。 ◆事業所内の緑地を市民へ開放していきます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆公園を利用した市民のコミュニケーションや環境保全活動の展開を進めます。 ◆東伏見都市計画公園の整備について東京都に要請を行います。 ◆買い取り申し出のあった生産緑地や雑木林、屋敷林などを計画的に買い取り、新たな公園・緑地の確保や既存の公園の拡張を図ります。 ◆公園が不足している地域を優先して、新規の公園整備を推進します。 ◆公園の整備を検討する際には、市民の需要や要望について把握し、地域住民の参加を得ながら進めます。 ◆街路整備における余剰地を活用して、散策時の休息や憩いの場として利用できるポケットパークを整備します。 ◆白子川や新川といったふたかけ河川を散歩道として緑道化を図るとともに、市内に点在する公園や社寺、散歩道などをネットワーク化し、散策ルートの設定を行うなど、歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを進めます。 ◆公園などの公共用地の花壇の計画・植え付け・管理を市民と協働で行う「花いっぱい運動」等の市民の活動を推進します。 ◆市民が中心となった公園づくりを進めるため、公園内の雑木林管理・清掃などの維持管理について、公園ボランティア活動を進めます。

■ みどりのネットワークの創出

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の街路樹に関心を持ち、落ち葉の掃除など街路樹管理のための活動に参加します。 ◆自宅の塀を生垣化したり、庭に植栽をするなどにより、庭のみどりを育てていきます。また、管理を適切に行います。 ◆引越しゃ住宅の建替えなどの際に、一定規模の樹木の移植や斡旋を行うグリーンバンク制度*を活用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所の敷地内の緑化や集合住宅などの屋上緑化を行います。また、植木などの管理を適切に行います。 ◆新たに宅地開発などを行う際には、緑地を十分に確保します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内の緑被率について、定期的な調査を行い、緑地の状況を把握します。 ◆街路樹や道路脇の植栽などの新規整備を検討します。特に幹線道路や生活道路の新規整備、改修などの際に、街路樹などを積極的に取り入れていきます。 ◆街路樹の管理を適切に行い、剪定の時期や方法などは、地域住民への配慮なども含めて慎重に実施します。 ◆公園や樹林地、道路などについて、清掃や落ち葉かきなどの管理を地域住民が中心となって進めていくため、公園等管理協力会員制度を推進します。 ◆公共施設においては、敷地内の緑化を積極的に推進するとともに、屋上緑化・壁面緑化も検討します。 ◆グリーンバンク制度を広く市民に周知し、促進を図ります。 ◆住宅の生垣化などによる緑化を支援します。 ◆大規模マンション建設等により緑地を開発した際には、「人にやさしいまちづくり条例」に基づく指導を行うことにより緑地を確保するなど、緑地の総量を確保するための制度を検討します。 ◆無秩序な市街化を防止し、良好な生活環境の整備を進めるため、宅地開発などに関する「人にやさしいまちづくり条例」に基づく指導を行います。

●グリーンバンク制度：提供する樹木と引取りを希望する樹木を登録して、双方が直接話し合っ樹木の引渡しを行う仕組み。

2 水辺環境の保全

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
健全な水循環を確保するとともに、石神井川などの水辺が市民に親しまれるよう、水にふれることのできる水辺をつくりだしていきます。	雨水浸透ます*設置助成や道路への浸透性舗装等により水循環の確保に努めています。また、石神井川の改修に合わせ、親水性の向上を図るため、水に近づける階段や緩傾斜型護岸の設置が東京都によって進められています。
課 題	
<ul style="list-style-type: none">◆地下水の安全性確保及び取水量の調整などによる地下水資源の安定的な確保が重要である。◆農地や屋敷林の保全とともに、市街地での雨水の地下浸透を進めることが重要である。◆石神井川親水化整備において東京都と連携をし、取り組みを進める必要がある。◆白子川や新川はほぼ全区間が暗渠となっており、今後の活用が課題である。	
計画後期の取り組み	
<ul style="list-style-type: none">① 身近な水辺の創出<ul style="list-style-type: none">◆市内の水辺空間を活用し、水とみどりに親しめる憩いの空間を創出します。② 水循環の確保<ul style="list-style-type: none">◆緑地の保全により土の面を維持し、雨水の地下浸透を確保するとともに、住宅や公共施設における浸透ますの設置や、雨水利用の促進などにより、地域の健全な水循環を確保します。◆東京都が計画する東伏見親水公園について、その活用を検討します。	

●雨水浸透ます：地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするための設備で、宅地や道路敷地に設置する。

(2) 各主体の役割

■ 身近な水辺の創出

主体	役割
市民	◆水辺にふれる活動を行います。 ◆水辺の大切さを理解し、石神井川などの美化活動に参加します。
事業者	◆水辺にふれる活動に対する協力を行います。 ◆水辺の環境保全に協力します。
市	◆石神井川については、市民に開放された親水公園の整備と、川に沿った親水機能のある良好な空間の再生を都に要請します。 ◆玉川上水、千川上水については、沿川の緑化、多自然型の護岸整備など、親水性の向上を目指します。 ◆石神井川周辺の美化活動を市民とともに行うことなどにより、市民の石神井川への関心を高めます。 ◆公園に親水池を設置するなど、水にふれることのできる場所を創出します。



■ 水循環の確保

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆自宅に雨水浸透ますを設置します。 ◆自宅に雨水貯留施設を設置し、貯留雨水を有効に活用します。 ◆自宅の敷地内は、土の面をできるだけ確保します。 ◆水道水の使用量を把握するなどし、無駄のない利用を心がけます。 ◆風呂の残り湯の活用など、家庭内での水の再利用を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所に雨水浸透ますを設置します。 ◆事業所に雨水貯留施設を設置し、貯留雨水を有効に活用します。 ◆事業所敷地内は、土の面をできるだけ確保します。 ◆水道水などの使用量を把握し、無駄のない利用を心がけます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設や家庭などへの雨水浸透ますの設置や貯留施設の整備の推進により、雨水の地下浸透を進めます。 ◆公共施設での雨水貯留利用を進めます。 ◆道路や公共施設の敷地では、透水性舗装など、雨水が地下へ浸透する面の確保に努めます。

3 自然とのふれあいの確保

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

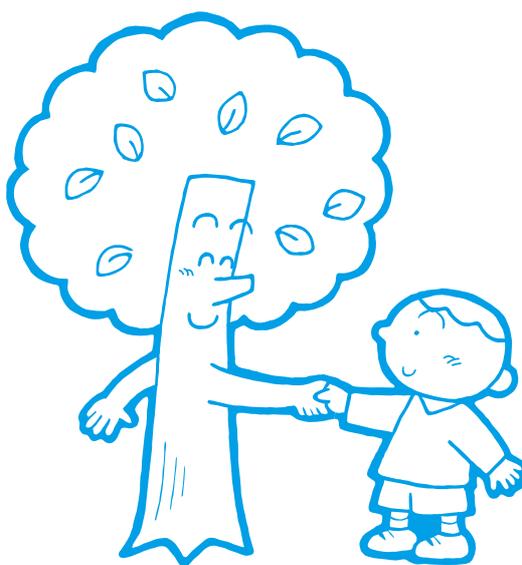
計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
緑地などは野生生物の生活の場でもあることを認識し、市民が自然とふれあいながら、自然の大切さを学べるような取り組みを進めます。	市民と協働で「みどりの散策マップ」を作成し、自然観察会に取り組んでいます。また、市内の小学校等へのビオトープ*整備にも取り組んでいます。
課 題	
◆自然とのふれあい活動の機会や場所の提供を積極的に行い、市民の自然に対する理解を深めていくことが重要である。 ◆市民の自然に関する意識を高めるために、自然環境学習を推進する必要がある。	
計画後期の取り組み	
① 自然とのふれあいの確保 ◆自然環境の状況について把握し、その保全に向けた取り組みを進めます。 ◆豊かな自然環境の残されている区域は、自然観察路などとして保全していくことを検討します。 ◆既存の緑地を活かしながら、ビオトープ整備を含めた取り組みを進めていきます。	

●ビオトープ：もともとは野生生物が共存している空間、自然生態系を指す用語。最近では、環境教育や動植物保護の観点から人工的に整備した空間のことを指す用語として使用されている。計画では、後者の意味で使用。

(2) 各主体の役割

■ 自然とのふれあいの確保

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none">◆身近な動植物に興味を持ち、自然とのふれあいを持つよう心がけます。◆自然環境の現状に関する調査に協力します。◆野鳥や昆虫の餌や棲みかとなるように自宅の敷地に植物を植えます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◆事業所内において、野生生物に配慮した植栽やビオトープ整備を検討します。
市	<ul style="list-style-type: none">◆西東京市の自然環境の現状について把握するため、市民などの協力を得ながら調査を行います。◆農地や樹林地、河川などの保全に関して、野生生物の生息基盤にも着目し、緑地がつながりを持って保存されるよう保全方策を検討します。◆野生生物の生息地として重要な地域について、保全対策を実施します。◆外来の生物は、地域の自然生態系や在来の生物に悪影響を及ぼすこともあるため留意するとともに、東京都と連携して適切な対応をとります。◆空き地や公園を利用して、西東京市に昔から生育していた在来の野草や樹木の観察ができるような整備を検討します。◆小中学校や公園などにおいて、野生生物に配慮したビオトープの整備を検討します。



4 歴史的・文化的環境資源の確保

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
先人たちによって残され、現在に伝わる歴史的・文化的環境資源については、保存を進めるとともに、市民の文化財に関する高い意識を醸成していきます。	歴史的文化遺産である下野谷遺跡の埋蔵文化財の調査を行い、発掘した文化財を郷土資料室において広く一般に公開しています。また、下野谷遺跡の一部を下野谷遺跡公園として整備し、発掘されていない遺跡の保存にも努めています
課 題	
◆広く市民に文化遺産の周知を行い、郷土資料室の利用を促す必要がある。 ◆市民協働による文化財保護・普及の推進体制の構築が必要である。	
計画後期の取り組み	
① 歴史的・文化的環境資源の確保 ◆市に伝わる歴史的、文化的資源について調査・保存に努めます ◆屋敷林などは文化的環境資源として将来に伝えていきます ◆郷土資料室などを通じてより広く文化財公開し、市民の意識向上を図ります。	

(2) 各主体の役割

■ 歴史的・文化的環境資源の確保

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none">◆郷土の歴史に興味を持ち、文化財にふれるよう心がけます。◆下野谷遺跡について、理解します。◆所有している文化的資源の保全に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◆市民が郷土の歴史を学び、文化にふれる活動に協力します。◆文化財の保全に協力します。◆所有している文化的資源の保全に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none">◆文化財については、先人たちの生活を知る資料であるだけでなく、本市の自然に育まれて生み出され、残されてきたものともいえます。したがって、環境保全の観点からも重要な要素として、保存や復元に努めていきます。◆郷土資料室において、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開に努めます。◆文化財に関する資料の作成や講座などを実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めます。◆下野谷遺跡については、西東京市の貴重な文化財として市民の認識を高めるとともに、遺跡の保存と活用に向けた取り組みを進めます。

5 指標及び数値目標

環 境 指 標	平成 14 年度値	平成 19 年度値	平成 25 年度目標
緑被率*	30.2% (平成 11 年度値)	約 29 % ※1	現在の緑被率（概ね 30%）を維持 ※2
農地面積	188ha ※3 (平成 14 年 1 月値)	166ha	160ha ※4
樹林地面積	190ha ※5 (平成 11 年度値)	193ha ※1	現在の緑被率を維持するなかで、現在の樹林地面積を維持

※1 西東京市みどりの基本計画策定時（平成 16 年 7 月）

※2 西東京市みどりの基本計画：平成 16 年 7 月策定：計画期間 平成 16 年度～平成 35 年前後

※3 北多摩の農業統計：平成 15 年 3 月策定

※4 西東京市農業振興計画：平成 16 年 3 月策定：計画期間 平成 16 年度～平成 25 年度

※5 みどり公園課資料

●緑被率：樹林地、草地、農地など、木や草に被われている土地の面積がその地域全体の面積に占める割合のこと。

基本方針3 生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する

1 広域的な環境問題への対応

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
地球環境問題や広域的な環境問題に対しては、地域として果たすべき役割を認識した上で、各主体の参加の下、率先的な取り組みを進めていきます。	地球温暖化対策については、市の事務事業から排出する温室効果ガスの削減に取り組むための「西東京市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市が率先して取り組みを進めています。また、ヒートアイランド対策として、歩道等の浸水性舗装や市内小学校における壁面緑化（緑のカーテン事業）、公共施設への再生可能エネルギーの導入にも努めています。
課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ◆地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量を削減するため、市民生活や事業活動による電気・ガス・ガソリンなど化石エネルギー使用量を減らす必要がある。 ◆西東京市は、東京区部に隣接する都市化の進んだ地域に位置していることから、都心部のヒートアイランド現象に大きな関わりがあるため、その対策を検討する必要がある。 	
計画後期の取り組み	
<p>① 地球温暖化問題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆温室効果ガス削減に向け、その状況の把握・評価を行い、市民・事業者・市が率先的に取り組みます。 <p>② ヒートアイランド現象への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ヒートアイランド現象の発生状況や地域的特性などの把握に努め、有効な対応策を検討します。特に効果的な街路樹・みどりのカーテンなど緑地保全の取り組みを中心に対策を進めます。 <p>③ 省エネルギーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆エネルギー使用による環境への負荷を抑制するために、市民・事業者の省エネルギー意識の高揚を図ります。 <p>④ 新エネルギー*の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆太陽エネルギーの有効活用など、市の環境の特性を踏まえた新エネルギーの利用を進めていきます。 	

●新エネルギー：新エネルギーは「再生可能エネルギー」と「従来型エネルギーの新利用形態」の二つに分類される。本計画では「新エネルギー」とは、このうちの「再生可能エネルギー」を指している。「再生可能エネルギー」は「自然エネルギー」と「リサイクルエネルギー」に分けられ、具体的には太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電、廃棄物熱利用、バイオマス発電などがあげられる。

(2) 各主体の役割

■ 地球温暖化問題への対応

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆省エネルギーなど温室効果ガスの排出抑制につながる取り組みを行います。 ◆市や事業者の環境保全の取組に関して、協働して評価を行います。 ◆製造や処理の際の環境負荷が少なく、また循環利用しやすいグリーン購入を率先して行います。 ◆植林、クリーンエネルギー事業などに賛同・協力し、カーボンオフセット*に取り組めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆省エネルギーなど温室効果ガスの排出抑制につながる取り組みを行います。 ◆温室効果ガスの排出の少ない製品の製造、販売、利用を行うなど、事業展開の中で、環境保全、環境負荷低減の視点を取り込みます。 ◆環境報告書などの作成により、環境問題への取り組み状況などを把握し、広く公表します。 ◆環境マネジメントシステム*の導入により、経営理念・経営目標の中に環境保全を位置づけ、取り組みを進めます。 ◆製造や処理の際の環境負荷が低く、また循環利用しやすいグリーン製品を率先して購入します。 ◆植林・クリーンエネルギー事業を積極的に行い、カーボンオフセットに取り組めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆省資源、省エネルギー、グリーン購入などを進めるため、市民や事業者の意識の高揚を図ります。 ◆家庭における環境への負荷の低減や、事業所における環境マネジメントシステムの導入を啓発し、市民や事業者の環境への配慮を進めます。 ◆「地球温暖化対策実行計画」に基づき、市としての具体的な地球温暖化対策の施策を推進します。 ◆市が率先して省エネルギーの推進、新エネルギー導入などの地球温暖化対策に取り組めます。 ◆温室効果ガス削減の取り組みを全市的に推進していくための、基本的な方針や具体的なプロジェクトを定めた「地球温暖化対策地域推進計画」を策定します。

- カーボンオフセット：二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減努力を行っても排出される量について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
- 環境マネジメントシステム：経営方針に環境の視点を取り入れ、環境に配慮した経営を行うために必要な組織や手順を構築し、評価や見直しを行いながら計画的に実践する仕組みのことをいう。

■ ヒートアイランド現象への対策

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑地の保全を進めます。 ◆水循環の確保に向けた取り組みを進めます。 ◆省エネルギーの推進により、住宅などからの排熱を削減します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑地の保全を進めます。 ◆水循環の確保に向けた取り組みを進めます。 ◆省エネルギーの推進により、事業所などからの排熱を削減します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ヒートアイランド現象の発生状況について、関係機関の測定データや研究成果などを収集し、有効な対応策を検討します。 ◆緑地の保全を進めます。 ◆水循環の確保に向けた取り組みを進めます。 ◆省エネルギーの推進により、庁舎などからの排熱を削減します。 ◆公共施設の屋上緑化、学校にみどりのカーテン、校庭の芝生化を行います。

■ 省エネルギーの推進

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆近距離への移動では、自動車の利用を控えます。また、外出の際は、自転車やバス、鉄道などの利用を心がけます。 ◆自動車の買い換えの際は、低燃費車を選びます。 ◆経済速度、アイドリングストップなど、環境に配慮した運転マナーを実践します。 ◆環境家計簿*をつけるなどにより、エネルギー利用に関する理解を深めます。 ◆省エネ照明に心がけたり、冷暖房の使用を抑制したりといった取り組みにより、電気やガスなどを節約します。 ◆家庭電気製品の買い替えの際は、省エネ機器の購入を積極的に行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆近距離への移動では、自動車の利用を控えます。また、外出の際は、自転車やバス、鉄道などの利用を心がけます。 ◆自動車の買い換えの際は、低燃費車を選びます。 ◆経済速度、アイドリングストップなど、環境に配慮した運転マナーを従業員に徹底します。 ◆省エネ照明に心がけたり冷暖房の使用を抑制したりといった取り組みにより、電気やガスなどを節約します。 ◆省エネルギーの推進に向けて事業所としての取り組みの方針を定めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆家庭における環境への負荷の低減や、事業所における環境マネジメントシステムの導入を啓発し、市民や事業者の環境への配慮を進めます。 ◆省エネルギーに関する取り組みを、市が率先して行います。 ◆市民や事業者の省エネルギーに関する理解を深め、機器の設置を促進するための支援策を行います。

●環境家計簿：家庭における二酸化炭素排出量を削減するため、電気やガスなどエネルギーの使用量を家庭単位で記録する家計簿のことです。

■ 新エネルギーの推進

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆自宅に太陽光発電や太陽熱利用設備の設置を行います。 ◆グリーン電力基金*への参加などにより、新エネルギーの利用に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所に太陽光発電や太陽熱利用設備の設置を行います。 ◆グリーン電力基金への参加などにより、新エネルギーの推進に貢献します。 ◆燃料電池*やコジェネレーション*設備など、新エネルギー利用に向けた新たなシステムの導入を検討します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民や事業者の太陽エネルギーなどの新エネルギーに関する理解を深め、機器の設置を促進するための支援策を行います。 ◆公共施設における太陽光発電、太陽熱利用設備の設置や、天然ガス自動車の導入など、市内での新エネルギーの利用を進めるとともに、導入コストと効果などの検証を行います。

- グリーン電力基金：自然エネルギー普及のために、希望者の寄付金を電気料金とともに収納し、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギー発電設備への助成金として配分するもの。
- 燃料電池：水素と大気中の酸素を化学反応させることにより、直接電気を発生させる装置。
- コジェネレーション：化石燃料を燃焼させて発電を行ないつつ、同時に発生させる熱を有効利用できる熱電供給システムのこと。

2 ごみの再資源化と再生製品の利用

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
将来的にはごみの発生そのものの少ない地域社会を目指し、循環型社会を構築するために、再使用、再資源化を行うなどリサイクルを推進し、ごみ排出量の削減を進めます。これにより、最終処分場に搬入される量の大幅な減量を目指した取り組みを進めていきます。	ごみ減量化、資源化を目的に、プラスチック容器包装類の分別収集、家庭ごみの戸別収集及び有料化に取り組んでいます。また、生ごみ減量化処理機器の購入助成、りさいくる市の開催、家庭から出される廃食用油などの資源物の回収方法を集積所による回収に拡大するなど、再利用・再資源化に取り組んでいます。
課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの排出が及ぼす環境への負荷の大きさや資源の有効活用の重要性などを考え、今後も生ごみの減量やごみの再資源化のより一層の推進が求められる。 ◆毎年増加している事業系ごみの排出抑制策を検討する必要がある。 	



計画後期の取り組み
<p>① ごみの再資源化と再生製品の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆不用となった品物を再利用・再資源化を図るとともに、新たな取り組みや手法の検討も進めていきます。 ◆資源循環について市民意識の啓発を行うなどにより環境に配慮した製品の流通を促します。 <p>② ごみの減量化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ごみ減量を推進していくための方策を検討し、市、事業者、市民の取り組みを進めます。 ◆ごみ減量に関する市民意識の醸成などを図りながら、家庭ごみの持続可能な減量を促します。 <p>③ 環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市民へのごみ排出ルールの徹底や、市による適切なごみ収集・処理の実施に努めるなど、ごみ収集から最終処分まで、最適なごみ処理システムの構築を進めます。 ◆資源物のリサイクルをリサイクルコストも踏まえ、推進します。 ◆事業者においては、環境への負荷の少ない製品の製造販売を進めていきます。

(2) 各主体の役割

■ ごみの再資源化と再生製品の利用

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不用になったものでまだ使えるものは、リサイクルショップやフリーマーケットなどを利用して、希望者にわたします。 ◆ 中古品やリサイクル製品を積極的に利用します。 ◆ 資源物の分別を徹底します。 ◆ 市民団体や自治会、集合住宅単位などで資源物集団回収を実施します。 ◆ 製造や処理の際の環境負荷が少なく、循環利用しやすいグリーン購入を率先して行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中古品やリサイクル製品を積極的に利用します。 ◆ 資源物の分別を徹底します。 ◆ 廃棄物は可能な限り再資源化を行います。 ◆ 使用する物品や利用するサービスは、製造や処理の際の環境負荷が少ない、循環利用しやすいグリーン購入を率先して行います。 ◆ リサイクルしやすい製品の製造、販売を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不用品の交換の場として、「りさいくる市」を開催します。またフリーマーケットなどの取り組みを支援します。 ◆ 不用品の修理・販売について、シルバー人材センターによる取り組みを支援します。 ◆ 市民団体や自治会、集合住宅などによる資源物の集団回収活動を、継続して実施します。 ◆ 廃棄物減容（量）化基本計画に基づき、焼却灰のエコセメント化事業を推進します。

■ ごみの減量化

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆買い物袋を持参し、レジ袋を断ります。 ◆必要なものを必要な分だけ購入します。 ◆過剰包装の商品や使い捨て製品は買うのをなるべく控えます。 ◆買い物袋持参運動などを通じて、消費者の立場からごみ減量に関して事業者働きかけます。 ◆簡易包装などの取り組みを進めている商店を利用します。 ◆家具や電化製品は壊れても修理し、長く大切に使います。 ◆生ごみの減量を考えた暮らし方をします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆過剰包装をやめるなど、ごみ減量に貢献するような商品の製造や販売方法を実践します。 ◆買い物袋持参者にはポイントを与えるなど、消費者に対して、ごみ減量を働きかけます。 ◆すぐにはごみになりにくく、長く使える商品の製造、販売に努めます。 ◆家電製品等の耐久消費材を消費者が長く使うことができるよう、修理を行うなどのサポートを行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの減量化に向けた市民や事業者とのネットワーク組織の構築を検討します。 ◆ごみの減量化に向けて、使い捨て製品や過剰包装などの改善を図るための制度の整備を東京都や国に働きかけます。 ◆事業系一般廃棄物の削減に向けて、処理手数料の規定の見直しなどの方策を検討します。 ◆ごみ減量の重要性や減量のための方法などについて、講習会の開催や「マイバッグ運動」などにより、市民や事業者へ普及啓発を行います。そして、できるだけごみを出さないという意識を高めます。 ◆ごみ減量意識の啓発を行っていくため、廃棄物減量等推進員を拡充します。 ◆事業活動に伴って発生するごみの減量や、長く使える製品の製造販売など、ごみ減量に関する事業者の意識啓発を進めます。 ◆家庭からの剪定枝や生ごみを減量する方法を検討します。 ◆家庭の生ごみの減量化を進めるため、生ごみ減量化処理機器の購入の助成を行いません。

■ 環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの分別・排出は、市のルールに従って適切に行います。 ◆ごみ処理について関心を持ち、理解を深めます。 ◆資源物集積所を、利用者によって清潔に維持します。 ◆有害物質が発生したり、近隣へ迷惑となったりすることもあるため、ごみの自家焼却はしません。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの分別・排出・処理を正しく行います。 ◆産業廃棄物の処分は適切に行い、最終処分されるまできちんと管理します。 ◆製品の製造、販売に当たっては、LCA（ライフサイクルアセスメント）*の実施などにより、エネルギー負荷、環境コストの換算を行い、環境への負荷の少ない製品の製造販売に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみ排出ルールの徹底に向けて、市民への啓発を行います。 ◆ごみ処理についてはできるだけ再資源化を図り、焼却処分の量を削減することを目指した方法を、柳泉園組合や関係市とともに検討します。

●LCA（ライフサイクルアセスメント）：その製品に関わる資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などの全ての段階を通して、投入された資源・エネルギーや、排出された環境負荷及びそれらによる地球や生態系への環境影響を定量的、客観的に評価する手法のこと。

3 農と消費の一体化

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状よ課題	
施策の方向性	現 状
農産物の生産と輸送に伴う環境負荷を減らすために、生ごみや剪定枝は堆肥化により地域の農地で活用し、地元の農産物を市内で消費するといった、農と消費を一体化する取り組みを進めていきます。	生ごみ・剪定枝の堆肥化モデル事業を実施し、できた堆肥の無料配布に取り組んできました。農産物の地産地消*については、生産者による直売所や地元量販店での販売に取り組むとともに、学校給食への拡大にも努めています。
課 題	
◆ 剪定枝の堆肥化は市内循環経路が確立していないなどの課題がある。 ◆ フードマイレージ*の観点から地産地消を啓発する必要がある。	



計画後期の取り組み
<p>① 生ごみや剪定枝の堆肥化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 家庭や事業所から排出される生ごみ、剪定枝や落ち葉などについては、堆肥化による利用や土壌の改良への利用など、資源として有効活用を進めます◆ 堆肥化の活用に取り組む農家の確保を図りながら進めていくものとします。 <p>② 地産地消の推進</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 農産物直売所の設置、学校給食への地場産農産物の利用拡大など、地元でとれた農産物を地域内で消費する地産地消の取り組みを進めていきます。◆ フードマイレージの考え方を市民に広めていきます。

●地産地消：地元で生産されたものを地元で消費することをいう。
●フードマイレージ：食料品の輸送距離のこと。

(2) 各主体の役割

■ 生ごみや剪定枝の堆肥化の推進

主体	役割
市民	◆生ごみ堆肥化機器の設置などにより、生ごみや剪定枝などの処理を行います。 ◆地域で生ごみの資源化を行っている場合は、生ごみを分別して収集に出します。
事業者	◆事業所から発生する生ごみや剪定枝などの堆肥化処理を行います。 ◆農業における堆肥の活用を進めます。
市	◆「資源循環」や「農薬及び化学肥料の使用を控えた農業」を推進する中で、生ごみや剪定枝から製造した堆肥について、農家での活用について検討します。



■ 地産地消の推進

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆買い物の際は地元の農産物を積極的に購入します。 ◆小売店に地場産農産物の取扱いを働きかけます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆地場産農産物を、直売所や地元の小売店などを通して販売します。 ◆農家は、小売店や学校給食などでの地場産農産物の取扱いを働きかけます。 ◆地場産農産物について、製造コスト・輸送コストを含め、物流のエネルギーコストなどを検討します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校給食において、地場産農産物の使用を拡大します。 ◆小売店における地場産農産物の取扱いについて検討します。 ◆市民による農業ボランティア活動と、地場産農産物の消費を結びつけるために、地域通貨の活用などを含め、有効な手法を検討します。

4 指標及び数値目標

環境指標	平成 14 年度値	平成 19 年度値	平成 25 年度目標
1人1日あたりのごみ排出量	713 g ※1	648 g	458g (平成 23 年度目標)※2
リサイクル率	19.4%	27.0%	27.6% (平成 23 年度目標)※1
最終処分場搬入量	7,555 t	5,103 t ※3	大幅な削減
市内でのエネルギー 使用量 電気 都市ガス 上水道	712.3GWh ※4 4,773 万 m ³ ※4 1,905 万 m ³ ※4	— ※5 4,599 万 m ³ ※5 1,979 万 m ³ ※6	10%削減 10%削減 10%削減
公共施設での自然エ ネルギー利用状況	4 か所	10 か所	今後目標を設定
市の事務事業による 二酸化炭素排出量	地球温暖化対策実行計 画において算出・設定	8,802 t CO ₂	今後目標を設定

※1 ごみ減量推進課資料（1人1日あたりのごみ排出量：可燃ごみ+不燃ごみ+有害ごみ+資源物+粗大ごみ）

※2 平成 19 年 3 月策定の西東京市一般廃棄物処理基本計画：（計画期間 平成 19 年度～平成 33 年度 1人1日あたりのごみ排出量：可燃ごみ+不燃ごみ+有害ごみ+粗大ごみ）

※3 多摩地域ごみ実態調査（平成 18 年度版）

※4 電気は東京電力（株）、都市ガスは東京ガス（株）（前期計画期間内に熱量変更があったため、平成 14 年度の数値を現行に補正）、上水道は水道部資料

※5 統計にしよう（平成 18 年度版）

※6 東京都水道局資料

基本方針4 みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ

1 環境情報の共有

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
西東京市の環境の状況を、広く市民の役に立つ情報となるよう、わかりやすく提供していきます。また、環境情報に関しての各主体間のコミュニケーションを進めていきます。	市の環境の現状と環境保全等に関する施策の年次報告書として位置づけた「西東京市環境白書」を毎年発行するほか、広報西東京や西東京市の公式ウェブサイトを活用した環境情報の提供に努めています。
課 題	
<ul style="list-style-type: none">◆現在の複雑な環境問題をかかえる社会において、環境情報に対するニーズが高まっており、また各主体間のコミュニケーションの重要性も増している。このため、これに対応する方策を検討する必要がある。◆環境情報を身近な生活情報と結びつかせることが必要である。◆市民に環境保全活動に参加を促すための情報提供を積極的に行うことが重要である。	
計画後期の取り組み	
<p>① 環境情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none">◆子どもから大人、市民から事業者・行政を問わずに情報が相互に共有できるような方法を進めていきます。◆事業者、市民に環境に対する意見を広く求め、環境に関する意見などを広く聞き、環境行政へ反映させていきます。◆散在する環境情報を集約又は新たに補充するなど、環境情報の整備を進め、市民の環境意識の向上や環境学習に資するよう、わかりやすく情報の提供を行います。	

(2) 各主体の役割

■ 環境情報の共有

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境情報を発信します。 ◆市民へ環境情報を提供し、環境意識を啓発するための環境イベントを企画・開催します。 ◆市民による環境調査に参加します。また、調査結果を公表し、市や事業者と共有します。 ◆市の環境の状況や施策について意見を提出します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境情報を発信します。 ◆事業者同士や市などと、環境情報の共有を行います。 ◆環境イベントに参加、協力します。 ◆市の環境の状況や施策について意見を提出します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆エコプラザ西東京を拠点に、環境情報を広く市民に向けて発信し、また市民からの情報を受信していきます。これにより、様々な市民団体との協力関係を築き、市民団体相互の情報の共有を支えていきます。 ◆環境をテーマとしたイベントを企画し、開催します。また、市民を中心とした環境イベントにも参加し、積極的にイベントの支援を行います。 ◆環境白書の作成を通じて、西東京市や市を取り巻く環境の状況について把握するとともに、市の環境保全施策の状況について整理します。また、計画の数値目標や数値指標を基にして、環境保全の取り組みの状況について評価を行います。 ◆市のホームページや広報紙、市職員が講師となった学習機会の提供（出前講座）などを通して、環境白書などの各種環境情報を公開、提供します。 ◆市民や事業者から提供された環境情報や意見などには、市民と市の双方向の情報共有ができる仕組みを検討します。 ◆環境保全に関する政策形成過程においては、環境審議会や市民説明会など、新しい仕組みを取り入れていきます。

2 環境学習の推進

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
子どもから大人まで市民みんなが環境学習を行い、環境意識を高く持つことが重要です。そのため、環境学習を全市的に推進していきます。	子どもたちの環境意識を高めるため、市立小学校の4年生向けの「西東京市環境読本」を発行しています。また、環境保全課や公民館において環境保全に関する講座を開催するなど、環境学習の推進に取り組んでいます。
課 題	
<ul style="list-style-type: none">◆年齢層や関心の度合いに応じた環境学習の機会の提供を計画的に行う必要がある。◆小中学校の教育において、様々な環境学習を取り入れ、環境意識の高い次世代を育てていく必要がある。◆学校・市民・事業者・行政の各主体が連携・協働するための体制づくりの構築が必要である。	
計画後期の取り組み	
<ol style="list-style-type: none">① 環境学習プログラムの推進<ul style="list-style-type: none">◆西東京市環境学習基本方針に基づき、学校教育や社会教育など様々な教育場面において、地域の特性や地球環境を考慮した環境学習プログラムを作成します。② 環境学習の推進体制の構築<ul style="list-style-type: none">◆環境学習を推進するための体制の構築に向けて、「エコプラザ西東京」を環境学習の拠点とし、環境学習に関するアドバイスや学習を支援する人材の養成を進めます。③ 環境学習の積極的な実施<ul style="list-style-type: none">◆環境専門窓口の設置などにより、環境学習に関するプログラムの改訂、充実を図りながら、環境学習を推進していきます。	

(2) 各主体の役割

■ 環境学習プログラムの推進

主体	役割
市民	◆環境学習プログラム作成に向けて意見提出などにより参加します。 ◆環境学習の実施に参加・協力していきます。
事業者	◆環境学習プログラム作成に向けて意見提出などにより参加します。 ◆環境学習の実施に参加・協力していきます。
市	◆環境学習基本方針に基づき、環境についての知識や理解を深め、環境にやさしい行動を実践するため、環境学習のシステム化を目指した学習の推進を図ります。 ◆「西東京市の環境」などの環境学習教材により、小中学校における環境学習を進めます。



■ 環境学習の推進体制の構築

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆エコプラザ西東京を利用し、環境学習を実践します。 ◆所有している農地や屋敷林などを、環境学習・教育の場として利用することに協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所での環境保全の取り組みなどを、環境学習・教育の場で伝えます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境問題について市民や地域全体で考え行動できるように、環境学習・教育の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、エコプラザ西東京の活用を推進します。 ◆武蔵野大学をはじめとする大学機関等との連携をし、市民への環境学習教育や環境保全活動に関わる人材育成に取り組んでいきます。 ◆環境に関する専門家や環境学習の指導ができる市民や団体などの情報を整備し、小中学校の教育活動や市民講座などの講師としての活用を図ります。

■ 環境学習の積極的な実施

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境問題について家庭や職場で話し合います。 ◆自宅の周りの環境に興味を持ち、学びます。 ◆環境に関する市民講座やイベントなどに参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆従業員に対する環境教育を実施します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民の環境問題に関する認識を高め、市民生活と結びついた環境保全の取り組みを促していくために、環境学習に関連した講座を開催します。 ◆「総合的な学習」の時間の活用などにより、小中学校やいこいの森公園等を活用した小中学生に対する環境教育を推進します。 ◆自然環境学習を推進する自然観察会などを実施します。 ◆緑地の状況やみどりの大切さに関する市民の理解を啓発するための情報提供を行います。

3 環境保全活動の推進

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
市民による環境保全活動を、様々な側面から支援し、推進していきます。	西東京市のNPO企画提案事業で採用された市民提案「西東京市環境サポーター養成講座」の実施を支援するとともに、市主催の「エコリーダー養成講座」を行いました。 また、「西原自然公園」、「西東京いこいの森公園」などでは、市民と協働で公園等の清掃や草刈りなどの管理活動を行う「公園等管理協力会員制度」を実施しています。
課 題	
◆環境保全活動の指導者として貢献できる市民について、十分に把握ができていない。 ◆環境学習を進めるための資質を備えた人材の育成と、人材に関する情報を提供する仕組みを構築することが必要である。 ◆環境保全活動に関して幅広い市民の関心、参加意欲の高揚が課題である。	
計画後期の取り組み	
① 環境保全活動を担う人材等の育成 ◆各主体の環境保全活動を支援する人材を育てるとともに、その人材が環境学習の場で活かされる仕組みを構築します。 ② 環境保全活動の推進 ◆各主体の環境保全活動の支援を行っていきます。	

(2) 各主体の役割

■ 環境保全活動を担う人材等の育成

主体	役割
市民	◆環境保全に関する市民活動や環境学習、市の環境リーダー等養成講座に参加します。
事業者	◆従業員の環境保全活動への参加を呼びかけます
市	◆市民への意識啓発により、環境保全活動に関する市民の参加意識を高めます。また、環境リーダー等人材育成の講座を設けます。 ◆地域活動に子どもたちが参加する機会を設けるなど、活動の担い手の広がりを促します。

■ 環境保全活動の推進

主体	役割
市民	◆環境保全活動に対する意識を高めます。 ◆市民団体などで環境保全活動に取り組みます。 ◆環境保全活動を行うボランティアに参加します。 ◆環境保全に貢献する事業等の起業（NPOなど）を検討します。
事業者	◆地域の環境保全活動に参加、協力します。 ◆環境保全に貢献する事業等の起業を検討します。
市	◆市民団体による環境保全活動の実態を把握し、包括的に支援を行います。 ◆小中学校において、環境保全の美化活動や実践教育を取り入れます。

4 パートナーシップの推進

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
環境保全にあたって、市、事業者、市民といった各主体のパートナーシップの構築を進めていきます。また、西東京市だけでなく、広域的な視点から近隣自治体や東京都などとの連携による取り組みを進めていきます。	エコプラザ西東京の開設に当たっては、運営方法や事業内容を検討する市民会議を開催しました。また、市内の武蔵野大学との相互協力に関する協定に基づき、武蔵野大学と連携して「環境フェスティバル」や「地球温暖化防止シンポジウム」を開催しています。
課 題	
◆各主体が行っている環境保全活動の協働・連携をする体制づくりが必要である。 ◆他自治体の環境施策について、調査・研究する必要がある。	
計画後期の取り組み	
<p>① 各主体の連携</p> <ul style="list-style-type: none">◆環境保全に関して専門知識を有し、また率先した行動を行うことの出来る人材をエコリーダーとして養成・組織化し、これと連携しながら環境保全活動を推進します。◆市民の環境保全活動への参加と、活動の広がりを目指して、事業者、市民、市民団体などと市が信頼関係を築くとともに、相互に協力し、連携を深めながら、環境保全を通じたまちづくりを推進していきます。 <p>② 広域的な連携</p> <ul style="list-style-type: none">◆近隣自治体や東京都、国などと連携をとりながら広域的に進めていきます。◆各主体の連携を醸成したうえで、環境自治体会議の参加を検討します。◆環境先進自治体の成功事例を調査し、具体的な運営方法等を積極的に取り入れます。	

(2) 各主体の役割

■ 各主体の連携

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境保全のためにどのような取り組みを進めていくか、市や事業者とともに検討します。 ◆環境保全団体は、活動を進めていく上で、団体相互や事業者、行政などとの連携を図ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境保全のためにどのような取り組みを進めていくか、市民や行政とともに検討します。 ◆市民や行政などとともに、環境保全活動に取り組みます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境保全活動に取り組む「西東京市環境リーダー」を養成・登録し、活動の支援を行います。 ◆環境保全活動に関心のある市民や市民団体を把握し、活動したい人同士の結びつきを支援し、また活動しやすい環境づくりに努めます。

■ 広域的な連携

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民や市民団体相互の結びつきを、広域的に広げていきます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆広域的な事業者同士のつながりを構築し、環境情報の交換などを行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみ処理や大気汚染対策など、広域的に取り組むことでより高い効果が得られるような政策・施策については、一部事務組合や広域行政圏協議会による事業を進めていきます。 ◆広域的に対応すべき課題については、国・東京都及び関連自治体との連携を強化していきます ◆環境施策に関する情報ネットワーク作り、環境施策プロジェクトの研究など広域的な自治体間の連携を深めるため、環境自治体会議などへの参加を検討していきます。

5 指標及び数値目標

環境指標	平成 14 年度値	平成 19 年度値	平成 25 年度目標
西東京市環境リーダー数	—	講座受講者 56 人	100 人
環境学習事業数	2 事業	14 事業	年間 10 回以上